

オンラインでの届出について

開設許可(届出)事項中の一部を変更した場合、以下の変更についてはオンラインでの届出ができるようになりました。

オンラインでの届出が可能な事項は下記のとおりです。届出の内容により添付書類が異なりますので、届出前に保健所にご確認ください。

電子による申請・届出が可能な事項	開設者が法人 の場合	開設者が個人 の場合
開設者の住所及び氏名の変更	○	○
管理者の住所及び氏名の変更	○	○
診療所又は助産所の名称	○	○
診療所又は助産所の住居表示	○	○
診療所又は助産所の診療日時	○	○
診療科目	○	○
定款・寄付行為又は条例	○	—
診療所又は助産所の医療従事者の入退職	—	○

＜注意事項＞

- ・ オンラインで届出をした場合、オンライン上で補正や修正ができません。入力や添付ファイルを間違えた場合、修正したい場合は「取下げ」の手続きが必要になります。
- ・ オンラインで届出をした場合も、副本分については紙での提出（郵送可）が必要です（添付書類含む）。オンラインで届け出たものを一式出力の上、ご提出ください。郵送の場合は、必要料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
また、副本を郵送する場合は、副本の上部余白に「オンラインにて届出済み」と記載してください。
- ・ その他ご不明な点につきましては保健所へお問合せください。

【オンライン届出】

届出を行う者（開設者）が個人か法人かによって、届出フォームが異なりますのでご注意ください。下記リンクをクリックすると届出フォーム（外部サイト）が開きます。届出フォームに届出及び添付書類等の電子ファイル（word もしくは PDF ファイル）をアップロードしていただきますので、各ファイルを事前にご準備のうえ、フォームの操作を始めてください。

法人開設の方はパソコン、個人開設の方はスマートフォン（もしくはパソコンとスマートフォンの併用）をご準備ください。

▼届出フォームには以下からお進みください。

各種届出（法人用）（<https://logoform.jp/form/tmgform/937824>）

各種届出（個人用）（<https://logoform.jp/form/tmgform/937859>）